

第3回 武蔵野市学校給食施設検討委員会 次第

- 日 時 : 平成29年6月2日(金) 午後6時開始
- 場 所 : 武蔵野市総合体育館 大会議室

次 第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 短期的及び中期的対応案の検討
 - (2) 今後の予定

配布資料

- 資料1 短期的な対応案
- 資料2 中期的な対応案
- 資料3 小中学校の合計必要食数と共同調理場提供可能食数の推移（小学校食数換算）
- 資料4 これまでの議論の整理

【短期的な対応案 (H31～32年度)】

① 自校調理施設を新設

	H31 年度までに実現できる可能性	
千川小学校	ランチルーム ・ 地下があるため、排水・喚気の対応が困難である。	×
	自然体験園 (約380食増) ・ 学校敷地と別敷地であり用途が「工場」になるため、建築基準法第48条の特例許可が必要である。 ・ 既存の自然体験園を解体して自校調理施設を建設しても、提供食数の増が限定的である。 ・ 学校敷地と別敷地であり、配送にトラックを使う必要があり、道路が一方通行のため遠回りになる。 ・ 北側に住宅が隣接している。	×
大野田小学校	改築する体育館に併設 ・ 現体育館の解体のための期間がさらに必要であり、平成31年度までの実現は困難である。	×
第四中学校	・ 第五期長期計画・調整計画では、中学校に自校調理施設を設置する方向性は示されていない。	×

※自校調理施設を新設する場合に、基本設計から稼働まで最短3年間(平成30～32年度)の期間が必要である。

② 既存の自校調理施設から他校へ供給(親子方式)

	H31 年度までに実現できる可能性	
第五小学校 S36.3開設 約460食	第五小学校→関前南小学校(合計920食程度、430食程度増) ・ 調理室が地下にあるため、リフトの増設が必要である。 ・ 西側の隣接道路が狭く、配送車の出入りが困難である。 ・ 築年が古く(平成29年度現在築後58年目)、建替えが近いため、新たな設備投資は困難である。	×
境南小学校 S51.3開設 約580食	境南小学校→第二小学校(合計1,170食程度、570食程度増) ・ 給食室に段差があり空間利用の変更が困難である。 ・ 釜等の設備を増設するスペースがないため困難である。 ・ 配送車の西側からの進入は、上部プールの梁にあたる箇所があり困難である。 ・ 東側からの進入は、スロープの勾配がきつく、食缶等が傾くため、現状では困難である。	×
本宿小学校 S53.9開設 約380食	本宿小学校→第三小学校(合計900食程度、500食増) ・ 老朽化により、釜やシンク等の設備の更新等が必要である。 ・ 第三小学校へ供給することで用途が「工場」になるため、建築基準法第48条の特例許可が必要である。	△
桜野小学校 H22.10開設 約910食	・ 児童数が、単独調理施設を建設した当時の見込みを上回っている。現供給能力では他校への提供は困難である。 ・ 釜等の設備を増設するスペースがないため困難である。	×

③その他

北町調理場の設備増強	・保管、配送、調理量、作業スペース等のすべての検証結果から、給食の水準を維持するには増強は無理である。	×
桜堤調理場の設備増強	・築年が古く（平成29年度現在築後51年目）、建替えが近いため、新たな設備投資は困難である。	×
北町調理場の一部を桜堤調理場に移管	・小中別の献立、アレルギー対応が必要であり、小学校用ラインを増やす必要がある。別ラインになりヒューマンエラーの危険性が高くなる	×
外部委託	・多摩西部にある事業者へ委託する場合、調理から喫食まで2時間以内という基準を満たせない。	×

【中期的な対応案 (H33年度～)】

1. 新調理施設の基本的な考え方

- 新調理施設の建設は全市的な課題として取り組む必要がある。
- 本市の学校給食に関する基本的な視点を踏まえつつ、最新の学校給食衛生管理基準及び新しい考え方等にも対応。
 - ・基本的な視点…武蔵野市学校給食運営検討委員会報告書（平成20年12月）
 - Ⅱ 武蔵野市の学校給食運営のあり方について
 - 1 給食運営を考える上での基本的視点
 - (1) 安全・安心の確保
 - (2) 質の維持
 - (3) 食育の推進
 - (4) 地産地消の推進
 - (5) 人材の確保と育成
 - (6) 運営経費の適正化
- 提供食数は小 1800 食、中 3000 食程度を想定（小学校換算 5400 食程度）。⇒資料 3

2. 建設候補地案

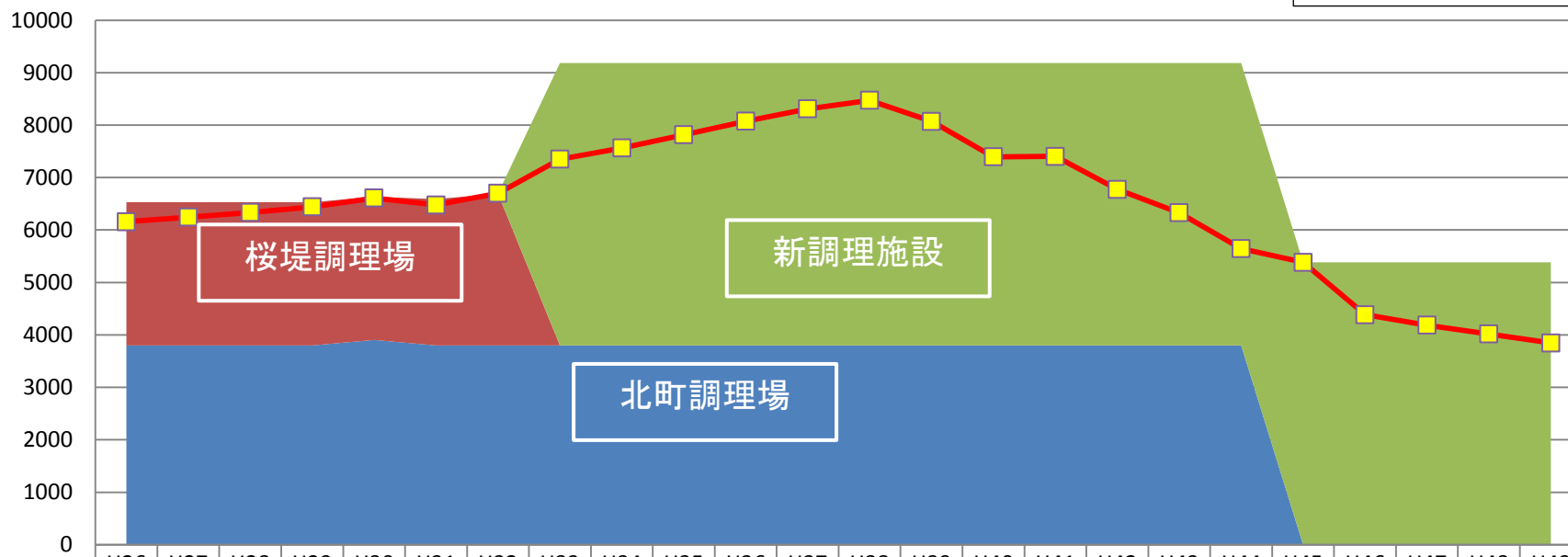
	旧桜堤小・桜堤調理場	旧中央図書館	旧西久保住宅
敷地面積	2,961㎡	2,066㎡	856㎡
最大延床面積	5,922㎡	4,132㎡	1,712㎡
提供可能食数	5,400食	4,800食	2,800食
用途地域	第一種中高層住居専用地域	第一種住居地域	準工業地域 [特別工業地区]

- それぞれの土地の現況→スライド参照

小中学校を
築後60年で
建替えた場合

小中学校の合計必要食数と 共同調理場提供可能食数の推移(小学校食数換算)

平成29年6月2日
学校給食施設検討
委員会(第3回)
資料 3



	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	H49
■ 新調理施設 提供可能食数	0	0	0	0	0	0	0	5384	5384	5384	5384	5384	5384	5384	5384	5384	5384	5384	5384	5384	5384	5384	5384	5384
■ 桜堤調理場 提供可能食数	2730	2730	2730	2730	2730	2790	2894	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
■ 北町調理場 提供可能食数	3800	3800	3800	3800	3905	3800	3800	3800	3800	3800	3800	3800	3800	3800	3800	3800	3800	3800	3800	0	0	0	0	0
■ 小中合算 必要食数 * 小学校食数換算	6158	6244	6336	6442	6610	6479	6701	7350	7564	7817	8075	8310	8473	8071	7396	7403	6777	6330	5645	5384	4386	4186	4019	3848

これまでの議論の整理

1 問題の所在

- ①児童生徒数の増加に伴い、現在の供給能力では給食の提供が困難になる。
- ②共同調理場の老朽化（桜堤H38、北町H44に建築後60年）。建替えを検討する時期。

2 不足食数と対応案（現在の検討状況）

年度	対応案（現在の検討状況）	不足食数	
		小	中
H30	【直近の対応案（小学校～H30年度、中学校～H32年度）】 ①給食の予備を最小限にする。 各学校の提供必要数を事前に正確に把握することが必要。そのために、直前の食数変更を極力減らすように運用を見直す。	105	—
H31	【短期的な対応案（H31～32年度）】 ①既存の自校調理施設から他校へ供給（親子方式） 候補：本宿小から第三小へ供給 500食増 ②なお、親子方式の実施にかかわらず、桜野小、境南小、本宿小は、提供食数が不足するため設備の増強が必要。	258	46
H32		371	126
H33	【中期的な対応案（H33年度～）】 ①老朽化した桜堤調理場の建替えを前倒しし、新調理施設を建設。 ②桜堤調理場の建替えの前倒しにより、第五小の自校調理施設の代替機能の確保が可能にもなる。 ③北町調理場は、平成44年度に建築後60年となるが、学校改築の進捗状況によって、60年超使用する可能性がある。	594	174
H34		723	240
<注>短期的な対応案①、中期的な対応案①ともに、建築基準法第48条の許可が必要。			

3 新調理施設の考え方

- (1) 新調理施設の建設は全市的な課題として取り組む必要がある。
- (2) 本市の学校給食に関する基本的な視点を踏まえつつ、最新の学校給食衛生管理基準及び新しい考え方等にも対応。
- (3) 提供食数は、小学校1800食程度、中学校3000食程度を想定。

4 今後の予定

- 6月7日：教育委員会、6月19日：文教委員会行政報告（検討状況）
- 6月29日（第4回）：中期的対応の検討、中間報告案 7月4日～18日：パブリックコメント
- 7月26日（第5回）：最終報告案。8月2日：教育委員会で方針を決定。
- 8月21日：文教委員会行政報告（最終報告）